| 新  | Ш                                      |
|--|--|
| 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則  | 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセス                 |
| 平成28年11月10日  |  |
| 自対機アセス第109号  |  |
| 目次   | 目次                                     |
| 第1章 総則(第1条)  | 第1章 総則(第1条)                            |
| 第2章 技術検討ワーキンググループ(第2条~第7条)   | 第2章 技術検討ワーキンググループ(第2条~第7条)             |
| 第3章 試験(第8条~第15条)   | 第3章 試験(第8条~第15条)                       |
| 第4章 試験車両 <mark>等</mark> の調達(第16、17条)   | 第4章 試験車両の調達(第16、17条)                   |
| 第5章 自動車製作者等の立ち会い(第18条~第20条)  | 第5章 自動車製作者等の立ち会い(第18条~第20条)            |
| 第6章 <mark>異議申し立て</mark> 等(第21条~第28条)   | 第6章 <u>試験結果の審議</u> 等(第21条~第28条)        |
| 第7章 <u>評価・表彰</u> 等(第29条〜第 <u>36</u> 条)   | 第7章 <u>表彰</u> 等(第29条~第 <u>35</u> 条)    |
| 第8章 その他(第 <u>37</u> 条)   | 第8章 その他(第 <u>36</u> 条)                 |
| <ul> <li>第1章 総則</li> <li>(目的)</li> <li>第1条 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施要領(平成27年理事長達(アセス)第6号)(以下、「アセスメント実施要領」という。)第13条の規程に基づき、自動車等アセスメント情報提供事業(以下「アセスメント事業」という。)の業務の実施に関し必要な事項をこの細則において定める。</li> </ul> | セス)第6号)(以下、「アセスメント実施要領」という。)第13        |
| 第2章 技術検討ワーキンググループ  | 第2章 技術検討ワーキンググループ                      |
| (構成)   | (構成)                                   |
| 第2条 アセスメント実施要領等に基づき設置する技術検討ワーキンググループの名称は、以下のとおりとす  | 第2条 アセスメント実施要領等に基づき設置する技術検討ワーキ         |
| る。   | る。                                     |
| (1)衝突安全性能技術検討ワーキンググループ   | (1)衝突安全性能 <mark>等</mark> 技術検討ワーキンググループ |
| (2)歩行者保護技術検討ワーキンググループ  | (2)歩行者保護技術検討ワーキンググループ                  |
| (3)予防安全技術検討ワーキングループ  | (3)予防安全技術検討ワーキングループ                    |
| (4)CRS技術検討ワーキンググループ  | (4)CRS技術検討ワーキンググループ                    |
| (5)メディアワーキンググループ   | (5)メディアワーキンググループ                       |
| (委員)   | (委員)                                   |
| 第3条 技術検討ワーキンググループは、アセスメント事業における自動車又はチャイルドシートに対する試験   | 第3条 技術検討ワーキンググループは、アセスメント事業におけ         |
| 及び評価(以下、それぞれ単に「試験」及び「評価」という。)について学識経験若しくは高度の専門的知識  | え 及び評価(以下、それぞれ単に「試験」及び「評価」という。)        |
| を有する者のうちから機構の理事長が委嘱する委員により構成される。(様式1)  | を有する者のうちから機構の理事長が委嘱する委員により構成さ          |

スメント情報提供事業実施細則 平成 28年 3月 31日 自対機アセス 第 286号 、情報提供事業実施要領(平成27年理事長達(ア 13条の規程に基づき、自動車等アセスメント情 施に関し必要な事項をこの細則において定める。 -キンググループの名称は、以下のとおりとす ける自動車又はチャイルドシートに対する試験 について学識経験若しくは高度の専門的知識 なされる。(様式1)

| 委員の追加をすることができる。<br>ま、2年とする。ただし、再任は妨げない。<br>さ代に伴い就任した委員の任期は、それぞれの前任<br>謝金及び旅費を支給する。<br>なび旅費の支給に関しては、「独立行政法人自動車<br>る達」の規定を準用する。<br>置かれる座長が必要と認める場合には、委員以外の<br>ーキンググループに出席することができる。この場 |
|---|
| を代に伴い就任した委員の任期は、それぞれの前任<br>謝金及び旅費を支給する。<br>なび旅費の支給に関しては、「独立行政法人自動車<br>る達」の規定を準用する。<br>置かれる座長が必要と認める場合には、委員以外の   |
| 謝金及び旅費を支給する。<br>なび旅費の支給に関しては、「独立行政法人自動車<br>る達」の規定を準用する。<br>置かれる座長が必要と認める場合には、委員以外の  |
| 及び旅費の支給に関しては、「独立行政法人自動車<br>る達」の規定を準用する。<br>置かれる座長が必要と認める場合には、委員以外の  |
| る達」の規定を準用する。<br>置かれる座長が必要と認める場合には、委員以外の   |
|   |
| ことができる。   |
|   |
| 検討ワーキンググループには、それぞれの委員の <u>3</u>   |
| なじて、それぞれの委員の互選により副座長を置く   |
| <b>务を総理し、副座長はこれを補佐する。</b>   |
| <b>があるときは、副座長又はあらかじめ座長が指名</b> す   |
|   |
| び説明員並びにオブザーバーは、技術検討ワーキン   |
| その職を退いた後も同様とする。   |
|   |
| <sup>す</sup> ワーキンググループの庶務は、機構の自動車アセ   |
| 頁)  |
| 技術検討ワーキンググループの運営に関し必要な  |
|   |
|   |
| 以下の二つの手順により選定された車種又は機種!   |
| <u>マセスメント試験対象車種の選定方法について」</u> 及   |
| 方法について」によるもの。   |
| 作者、輸入事業者及び装置製作者(生産委託先をき   |
|   |
| 衣頼によるもの。(以下「委託試験」という。)。   |
| アフ  |

前任者の残存期間とする。

車事故対策機構の部外者に対する謝金及び旅費

トの者であっても、説明員又はオブザーバーとし ⊃場合において説明員は、委員の求めに応じ技術

D互選による座長を置く。 置くことができる。

呂する委員がその職務を代理する。

ンググループの検討内容を外部の者に漏らして

セスメント部NCAP技術グループにおいて処

要な事項は、座長が定める。

重に対して試験を行う。 \_及び「チャイルドシートアセスメント試験対象

を含む。)(以下「自動車製作者等」という。)か

| 分類               | 種、類                             |
|------------------|---------------------------------|
|                  | (1)フルラップ前面衝突安全性能試験              |
|                  | (2)オフセット前面衝突安全性能試験              |
| / <del>/ -</del> | (3)側面衝突安全性能試験                   |
| <b></b>          | (4)電気自動車等の衝突試験時における感電保護性能試験     |
| 安<br>全           | (電気自動車、ハイブリッド車等で高電圧部を有するものに限る。) |
| 衝突安全性能試験         | (5)後面衝突頚部保護性能試験                 |
| 試驗               | (6)歩行者頭部保護性能試験                  |
| 同大               | (7)歩行者脚部保護性能試験                  |
|                  | (8)座席ベルト非着用時警報装置性能試験            |
|                  | (9)後席座席ベルト使用性試験                 |
| 予                | (1)衝突被害軽減制動制御装置[対車両]性能試験        |
| 防安               | (2)衝突被害軽減制動制御装置[対歩行者:昼間]性能試験    |
| 全性               | (3)車線逸脱警報装置性能試験                 |
| 予防安全性能試験         | (4)後方視界情報提供装置性能試験               |
| 験                |                                 |
| 性 チ              |                                 |
| 性<br>ギャイル        | (2)チャイルドシート使用性試験                |
|                  |                                 |
| ドシ               |                                 |
|                  |                                 |

3 2項の試験の実施方法は別途定める。

### (委託試験の種類)

- 第9条 委託試験は次の3種類とする。
- (1)分類単位で全ての試験を希望する委託試験(以下、「セット委託試験」という。)
- (2)実施する試験の種類を限定して、
  - ① 安全装置等の普及促進の観点から希望する委託試験(以下、「個別委託試験」という。)
  - ② 自動車の改良開発促進の観点から希望する委託試験(以下、「改善委託試験」という。)

### (委託試験の範囲)

- 第10条 自動車製作者等は、次の場合に委託試験を申請できる。
- (1)セット委託試験
  - ① 過去に評価されていない車両等において、委託試験を実施する場合。
  - ② 選定された試験車両を同一の車種で安全装備も同一に装備したハイブリッド車等に入れ替えて委託 試験を実施する場合。
- (2) 個別委託試験

| 分類                     | 種類                        |
|------------------------|---------------------------|
|                        | (1)フルラップ前面衝突安全性能試験        |
|                        | (2)オフセット前面衝突安全性能試験        |
| 衝                      | (3)側面衝突安全性能試験             |
| 衝突安全性能                 | (4) 電気自動車等の衝突試験時における感冒    |
| 全                      | (電気自動車、ハイブリッド車等で高電圧       |
| 能                      | (5)後面衝突頚部保護性能試験           |
| <del>等</del><br>試<br>験 | (6)歩行者頭部保護性能試験            |
| 験                      | (7)歩行者脚部保護性能試験            |
|                        | (8)座席ベルト非着用時警報装置性能試験      |
|                        | (9)後席座席ベルト使用性試験           |
| 予                      | (1)衝突被害軽減制動制御装置[対車両]忄     |
| 予防安全性能試                | (2)衝突被害軽減制動制御装置[対歩行者      |
| 全性                     | (3)車線逸脱警報装置性能試験           |
| 能                      | (4)後方視界情報提供装置性能試験         |
| 訊<br>験                 |                           |
| 性チ                     | <br>(1)チャイルドシート前面衝突安全性能試験 |
| 性能試                    | (2)チャイルドシート使用性試験          |
| 験ル                     |                           |
| ドシ                     |                           |
| -                      |                           |
| •                      |                           |

(委託試験の種類)

第9条 委託試験は次の3種類とする。

- (1)分類単位で全ての試験を希望する委託試験(以下、「セッ
- (2)実施する試験の種類を限定して、
  - ① 安全装置等の普及促進の観点から希望する委託試験(以
  - ② 自動車の改良開発促進の観点から希望する委託試験(以

#### (委託試験の範囲)

| 第10条 自動車製作者等は、次の | D場合に委託試験を申請できる |
|------------------|----------------|
| (1)セット委託試験       |                |
| ③ 過去に評価されていなし    | い車両等において、委託試験を |
| ④ 選定された試験車両を     | 同一の車種で安全装備も同一( |
| 試験を実施する場合。       |                |
| (2)個別委託試験        |                |

| <b>蒸電保護性能試験</b>   |         |
|-------------------|---------|
| 『圧部を有するものに限る。)    |         |
|                   |         |
|                   |         |
|                   |         |
| È                 |         |
|                   |         |
| 性能試験<br>音:昼間]性能試験 |         |
| 1. 但旧」 江北武教       |         |
|                   |         |
|                   |         |
| 【験                |         |
| 人間大               |         |
|                   |         |
|                   |         |
|                   |         |
|                   |         |
|                   |         |
|                   |         |
| ト委託試験」という。)       |         |
| □ 女山山小沢」 こ い ノ。/  |         |
| 下、「個別委託試験」という。)   |         |
| 下、「改善委託試験」という。)   |         |
|                   |         |
| 7                 |         |
| る。                |         |
| を実施する場合。          |         |
| に装備したハイブリッド車等に入   | 、れ替えて委託 |
|                   |         |
|                   |         |

⑤ アセスメント事業において新たに追加された試験又は変更された試験の個別委託試験を実施する場合。 アセスメント事業において新たに追加された試験又は変更された試験の個別委託試験を実施する場合。 ② 最量販グレードにサイドカーテンエアバッグ等のオプション設定がある車種において、当該装置を装備 ⑥ 最量販グレードにサイドカーテンエアバッグ等のオプション設定がある車種において、当該装置を装備 して委託試験を実施する場合。 して委託試験を実施する場合。 ③ 最量販グレードに設定される当該装置のオプション有無に関わらず、当該装置を装備して委託試験を実 ⑦ 最量販グレードに設定される当該装置のオプション有無に関わらず、当該装置を装備して委託試験を実 施する場合。(予防安全性能試験に限る。) 施する場合。(予防安全性能試験に限る。) ④ 同一車種内のハイブリッド車等で、電気自動車等の衝撃試験時における感電保護性能試験の個別委託試 ⑧ 同一車種内のハイブリッド車等で、電気自動車等の衝撃試験時における感電保護性能試験の個別委託試 験を実施する場合。 験を実施する場合。 (3) 改善委託試験 (3) 改善委託試験 アセスメント試験項目に係る自動車の構造等を変更した場合であって、自動車型式指定規則(昭和26年運 アセスメント試験項目に係る自動車の構造等を変更した場合であって、自動車型式指定規則(昭和26年運 輸省令第85号)第10条の変更承認を受けたもの、第3条第2項第3号の括弧書きの書面の変更に伴う第6 |輸省令第 85 号) 第 10 条の変更承認を受けたもの、第 3 条第 2 項第 3 号の括弧書きの書面の変更に伴う第 6 条の届出を行ったもの又は客観的な数値等をもって示した場合であって、その変更内容が、申請された改善 条の届出を行ったもの又は客観的な数値等をもって示した場合であって、その変更内容が、申請された改善 委託試験の試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合。 委託試験の試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合。 なお、改善内容が他の試験に影響を及ぼす場合及び試験・評価方法が変更となっている場合にあっては、 なお、改善内容が他の試験に影響を及ぼす場合及び試験・評価方法が変更となっている場合にあっては、 該当する試験も併せて委託する。 該当する試験も併せて委託する。 (委託試験の申請書等) (委託試験の申請書等) 第11条 委託試験を希望するものは、「自動車等アセスメント情報提供事業における委託試験の申込書」(様式 第11条 委託試験を希望するものは、「自動車等アセスメント情報提供事業における委託試験の申込書」(様式) 2)に必要な事項を記載し、10条(3)の改善委託試験の申請を行う場合にあっては、詳細な性能変更に関 2)に必要な事項を記載し、10条(3)の改善委託試験の申請を行う場合にあっては、詳細な性能変更に関 する資料を添えて、機構へ提出する。 する資料を添えて、機構へ提出する。 (委託試験の申請) (委託試験の申請) 第12条 委託試験の申請及び試験の実施期限は次のとおりとする。 第12条 委託試験の申請及び試験の実施期限は次のとおりとする。 (1)委託試験の調査への回答及び申請の〆切り (1) 委託試験の調査への回答及び申請の〆切り 毎年度NASVAは、6月末までに、(社)日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合に次年度の委託試 毎年度NASVAは、6月末までに、(社)日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合に次年度の委託試 験に係る機構からの希望車種調査への回答及び申請の締め切り日等を通知するものとする。 験に係る機構からの希望車種調査への回答及び申請の締め切り日等を通知するものとする。 (2) セット委託試験 (2) セット委託試験 ① 衝突安全性能等試験 ② 衝突安全性能等試験 ・前期分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、9月末日までに全ての試験が終了する車種に限り ・前期分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、9月末日までに全ての試験が終了する車種に限り 7月末日まで。 7月末日まで。 ・年度分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、2月末日までに全ての試験が終了する車種に限り ・年度分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、2月末日までに全ての試験が終了する車種に限り 12月末日まで。 12月末日まで。 ② 予防安全性能試験 ② 予防安全性能試験 自動車製作者等から1月及び6月に聴き取りを行い申請日を調整する。前期分として公表を希望する場合 自動車製作者等から1月及び6月に聴き取りを行い申請日を調整する。前期分として公表を希望する場合 にあっては9月末日、年度分として公表を希望する場合には2月末日までに全ての試験が終了するように試 にあっては9月末日、年度分として公表を希望する場合には2月末日までに全ての試験が終了するように試 験実施日等を調整する。 験実施日等を調整する。 ③ チャイルドシート安全性能試験 ③ チャイルドシート安全性能試験 ・前期分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、9月末日までに全ての試験が終了する車種に限り ・前期分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、9月末日までに全ての試験が終了する車種に限り 7月末日まで。 7月末日まで。 ・年度分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、2月末日までに全ての試験が終了する車種に限り ・年度分として公表を希望する場合の申請の締め切りは、2月末日までに全ての試験が終了する車種に限り

| 12月末日まで。  | 12月末日まで。  |
|---|---|
| (3)個別委託試験   | (3)個別委託試験   |
| 自動車製作者等から1月及び6月に聴き取りを行い申請日を調整する。前期分として公表を希望する場合   | 自動車製作者等から1月及び6月に聴き取りを行い申請日を                                     |
| にあっては9月末日、年度分として公表を希望する場合には2月末日までに全ての試験が終了するように試  | にあっては9月末日、年度分として公表を希望する場合には2月                                   |
| 験実施日等を調整する。   | 験実施日等を調整する。   |
| (4)改善委託試験   | (4)改善委託試験   |
| 申請する自動車製作者等から改善内容について随時、聴き取りを行い申請日を調整するが、前期分として   | 申請する自動車製作者等から改善内容について随時、聴き取                                     |
| 公表を希望する場合にあっては9月末日、年度分として公表を希望する場合には2月末日までに全ての試験  | 公表を希望する場合にあっては9月末日、年度分として公表を希                                   |
| が終了するように試験実施日等を調整する。  | が終了するように試験実施日等を調整する。  |
| (委託試験の申請受理)   | (委託試験の申請受理)   |
| 第13条 機構は、申請された内容の確認を行い、申請内容が第10条の委託試験の範囲であると判断した場合  | 第13条 機構は、申請された内容の確認を行い、申請内容が第1(                                 |
| には、自動車アセスメント評価検討会及び関係する技術検討ワーキンググループにおいて電子メールにより審   | には、自動車アセスメント評価検討会及び関係する技術検討ワーキ                                  |
| 議を行い、了承が得られた後に申請を受理し、申請者に対して10日以内に試験の実施等について通知する。   | 議を行い、了承が得られた後に申請を受理し、申請者に対して 1                                  |
| この場合において、改善委託試験にあっては、機構において、第10条(3)に規定する「試験結果にお   | この場合において、改善委託試験にあっては、機構において、                                    |
| いて明らかに改善が図られると認められる場合」の判断ができない場合にあっては、関係する技術検討ワー  | いて明らかに改善が図られると認められる場合」の判断ができな                                   |
| キンググループで判断する。   | キンググループで判断する。   |
| また、委託試験により得られ試験結果等については、その知的所有権は当機構に帰属するものとする。  | また、委託試験により得られ試験結果等については、その知的                                    |
| (改善に係る判断)   | (改善に係る判断)   |
| 第14条 第10条(3)に規定する「試験結果において明らかに改善が図られると認められる場合」の判断は、   | 第14条 第10条(3)に規定する「試験結果において明らかに改                                 |
| 別紙1「試験結果に影響を及ぼす仕様・構造の変更例と試験形態」により行う。  | 別紙1 「試験結果に影響を及ぼす仕様・構造の変更例と試験形態                                  |
| なお、申請された個別委託試験の項目が機構において必要であると判断する試験の項目と相違する場合に   | なお、申請された個別委託試験の項目が機構において必要であ                                    |
| あっては、関係する技術検討ワーキンググループで議論し、実施試験の項目を決定する。  | あっては、関係する技術検討ワーキンググループで議論し、実施                                   |
| 第15条 委託試験は、自動車製作者等が申請の際に希望した日に公表できる。ただし、試験の結果についてア<br>セスメント実施要領第7条に定める異議申し立てがあった場合において、公表する日を調整する必要がある場 | 第15条 委託試験は、自動車製作者等が申請の際に希望した日に<br>セスメント実施要領第7条に定める異議申し立てがあった場合に |
| 合はこの限りでない。  | 合はこの限りでない。  |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |

日を調整する。前期分として公表を希望する場合 こ2月末日までに全ての試験が終了するように試

取りを行い申請日を調整するが、前期分として を希望する場合には2月末日までに全ての試験

310条の委託試験の範囲であると判断した場合 マーキンググループにおいて電子メールにより審 て10日以内に試験の実施等について通知する。 て、第10条(3)に規定する「試験結果にお きない場合にあっては、関係する技術検討ワー

口的所有権は当機構に帰属するものとする。

に改善が図られると認められる場合」の判断は、 ド態」により行う。

であると判断する試験の項目と相違する場合に 実施試験の項目を決定する。

Hに公表できる。ただし、試験の結果についてア 合において、公表する日を調整する必要がある場

|              | -******                   | 1- 84          | 细一             | ┲ <u>╷</u> ╼°┈ | <b>∔-/</b> / ⊥→          | <del>с тн</del> | *** ~       | **=         | /m i =            | ┵ᡏ┷᠊᠇        | 人名比                   |                           |              | 別紙 1           |   |              |                           |                | 细子             |            | -11 ++                   | 1 <del>44</del> v | 4 |
|--------------|---------------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------------|-----------------|-------------|-------------|-------------------|--------------|-----------------------|---------------------------|--------------|----------------|---|--------------|---------------------------|----------------|----------------|------------|--------------------------|-------------------|---|
|              | 試験結果                      | に影             | 響を.            | 及はう            | 打住材                      | ▶●稱             | 道の          | 変更(         | 例と言               | 式験井          | 彡態                    | •                         | :影響          | する試験           | 贠 |              | 試験結果                      | に影             | 響を             | 文はす        | 仕禄                       | ▪稱カ               | ŝ |
| 装置名          | 変更部位例                     | フラップ前面衝突安全性能試験 | オフセット前面突安全性能試験 | 側面衝突安全性能試験     | 電気自動車等の衝突試験時における感電保護性能試験 | 後面衝突頚部保護性試験     | 歩行者頭部保護性能試験 | 歩行者脚部保護性能試験 | 座席ベルト非着用時警報装置性能試験 | 後席座席ベルト使用性試験 | 衝突被害軽減制動制御装置〔対車両〕性能試験 | 衝突被害軽減制動制御装置〔対歩行者:昼間〕性能試験 | 車線逸脱警報装置性能試験 | 後方視界情報提供装置性能試験 |   | 装置名          | 変更部位例                     | フラップ前面衝突安全性能試験 | オフセット前面突安全性能試験 | 側面衝突安全性能試験 | 電気自動車等の衝突試験時における感電保護性能試験 | 後面衝突頚部保護性試験       |   |
| 車枠・車両        | フロントサイドメンバ                |                | •              |                | •                        |                 |             |             |                   |              |                       |                           |              |                |   | 車枠・車両        | フロントサイドメンバ                | •              | •              |            | •                        |                   | ľ |
| の<br>構造・形状   | Bピラー                      |                |                |                |                          |                 |             |             |                   |              |                       |                           |              |                |   | の<br>構造・形状   | Bピラー                      |                |                | •          |                          |                   | ĺ |
| 衝撃吸収         | ステアリングシャフト                |                |                |                |                          |                 |             |             |                   |              |                       |                           |              |                |   | 衝撃吸収         | ステアリングシャフト                | •              |                |            |                          |                   | ſ |
| 装置           | ステアリングホイール                |                |                |                |                          |                 |             |             |                   |              |                       |                           |              |                |   | 装置           | ステアリングホイール                | •              | ٠              |            |                          |                   | ľ |
|              | フロントエアバッグ                 | ightarrow      |                |                |                          |                 |             |             |                   |              |                       |                           |              |                |   |              | フロントエアバッグ                 | ●              |                |            |                          |                   |   |
|              | サイドエアバッグ                  |                |                |                |                          |                 |             |             |                   |              |                       |                           |              |                |   |              | サイドエアバッグ                  |                |                |            |                          |                   |   |
|              | 前席シートベルト<br>システム          | $\bullet$      | •              |                |                          |                 |             |             |                   |              |                       |                           |              |                |   |              | 前席シートベルト<br>システム          | •              | •              |            |                          |                   |   |
|              | 後席シートベルト<br>システム          |                | •              |                |                          |                 |             |             |                   | •            |                       |                           |              |                |   |              | 後席シートベルト<br>システム          |                | •              |            |                          |                   |   |
|              | ドア及びドアトリム                 |                |                |                |                          |                 |             |             |                   |              |                       |                           |              |                |   |              | ドア及びドアトリム                 |                |                |            |                          |                   |   |
|              | ボンネット形状・構造                |                |                |                |                          |                 |             |             |                   |              |                       |                           |              |                |   |              | ボンネット形状・構造                |                |                |            |                          |                   | ĺ |
|              | フロントバンパー形状<br>及び内部構造      |                |                |                |                          |                 |             | •           |                   |              |                       |                           |              |                |   |              | フロントバンパー形状<br>及び内部構造      |                |                |            |                          |                   |   |
| シート          | シートタイプ                    |                |                |                |                          | •               |             |             |                   |              |                       |                           |              |                |   | シート          | シートタイプ                    |                |                |            |                          |                   |   |
|              | シートバックの主要構造               |                |                |                |                          |                 |             |             |                   |              |                       |                           |              |                |   |              | シートバックの主要構造               |                |                |            |                          |                   | ſ |
|              | ヘッドレストの主要構造               |                |                |                |                          |                 |             |             |                   |              |                       |                           |              |                |   |              | ヘッドレストの主要構造               |                |                |            |                          |                   | ĺ |
| 試験自動<br>車の質量 | 試験実施済車両との質量<br>差が5%以上の場合  |                | •              | •              | •                        |                 |             |             |                   |              |                       |                           |              |                |   | 試験自動<br>車の質量 | 試験実施済車両との質量<br>差が5%以上の場合  | •              | •              | •          | •                        |                   |   |
| その他          | 当該試験における性能に<br>影響を及ぼす仕様変更 | •              | •              | •              | •                        | •               | •           | •           | •                 | •            | •                     | •                         | •            | •              |   | その他          | 当該試験における性能に<br>影響を及ぼす仕様変更 | •              | •              | •          | •                        | •                 | I |

別紙 1

### 構造の変更例と試験形態

|   |   |                   |  | (                     | ●:影   | 響する            | 試験  |
|---|---|-------------------|--|-----------------------|---|----------------|---|
| 歩行者頭部保護性能試験 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● | 歩行者脚部保護性能試験 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● | 座席ベルト非着用時警報装置性能試験 | 後<br>席座<br>席ベルト<br>使用性<br>試験<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br>●<br> | 衝突被害軽減制動制御装置〔対車両〕性能試験 | · 衝突被害軽減制動制御装置 [対歩行者 : 昼間] 性能試験 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 膏 車線逸脱警報装置性能試験 | 武 後方視界情報提供装置性能試験 (1997) (1997 |
|   | •   | •                 | •  | -                     | •   | •              | •   |

| 第4章 試験車両等の調達  | 第4章 試験車両等の調達                   |
|---|--------------------------------|
| (試験車両等の調達)  | (試験車両等の調達)                     |
| 第16条 試験車両等は、アセスメント実施要領第4条の規程を遵守し、次の手法により調達する。       | 第16条 試験車両等は、アセスメント実施要領第4条の規程を追 |
| (1)販売店等から無作為に調達する。                                  | (1)販売店等から無作為に調達する。             |
| (2)身分を伏す等での調達が困難な場合は、次の手法により調達する。                   | (2)身分を伏す等での調達が困難な場合は、次の手法により調道 |
| ① 市場において販売されているものと同一の製造過程を経ていることを確認する。              | ① 市場において販売されているものと同一の製造過程を経て   |
| ② 自動車製作者の車両集積所にある5台以上の車両から当機構職員が無作為に抽出する。           | ② 自動車製作者の車両集積所にある5台以上の車両から当機   |
| (試験車両の封印)   | (試験車両の封印)                      |
| 第17条 機構は、調達した試験車両について変造を防止するため、試験機関へ輸送されるまでの間、封印を施  | 第17条 機構は、調達した試験車両について変造を防止するため |
| す。  | す。                             |
| 第5章 自動車製作者等の立ち会い                                    | 第5章 自動車製作者等の立ち会い               |
| (試験立会者)   | (試験立会者)                        |
| 第18条 アセスメント試験に立ち会う者(以下、「試験立会者」という。)は、当該試験に係る自動車製作者等 | 第18条 アセスメント試験に立ち会う者(以下、「試験立会者」 |
| とする。  | とする。                           |
| なお、機構が認めた者にあってはこの限りではない。                            | なお、機構が認めた者にあってはこの限りではない。       |
| 2 試験立会者は、試験実施日の1週間前までに所属及び氏名を機構及び試験機関へ連絡するものとする。    | 2 試験立会者は、試験実施日の1週間前までに所属及び氏名を根 |
| (試験立会者の確認項目)  | (試験立会者の確認項目)                   |
| 第19条 試験立会者は、次の事項に掲げる試験条件の確認を行うことができる。               | 第19条 試験立会者は、次の事項に掲げる試験条件の確認を行  |
| なお、特に試験結果への影響が大きいとみなされる次の事項については、試験機関と相互に確認を行うとと    | なお、特に試験結果への影響が大きいとみなされる次の事項につ  |
| もに、その結果を別途試験機関が作成する記録表へ記録するものとする。                   | に、その結果を別途試験機関が作成する記録表へ記録するものと  |
| (1)フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験及び電気   | (1)フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセット前面衝突安  |
| 自動車等の衝突試験時における感電保護性能試験                              | 自動車等の衝突試験時における感電保護性能試験         |
| ① 試験車両の状態、ダミーの着座状態及び座席ベルトの取り回し状態等の確認、測定、写真撮影        | ① 試験車両の状態、ダミーの着座状態及び座席ベルトの取り   |
| ② ダミー着座席に係る座席スライドのロック状況、座席位置、ダミー着座位置、座席ベルトアンカーの位    | ② ダミー着座席に係る座席スライドのロック状況、座席位置   |
| 置、座席ベルトのロック状況、ダミーの計測ケーブルの状況                         | 置、座席ベルトのロック状況、ダミーの計測ケーブルの状     |
| ③ ステアリング位置(上下、前後)                                   | ③ ステアリング位置(上下、前後)              |
| ④ 車両バッテリーの取付け状況                                     | ④ 車両バッテリーの取付け状況                |
| ⑤ イグニッションスイッチを ON の状態にする際のエアバッグワーニングランプの作動状況        | ⑤ イグニッションスイッチを ON の状態にする際のエアバッ |
| ⑥ その他衝突安全性能試験方法で定める試験準備に係る特別確認事項                    | ⑥ その他衝突安全性能試験方法で定める試験準備に係る特別   |
| (2)後面衝突頚部保護性能試験                                     | (2)後面衝突頚部保護性能試験                |
| ① 試験シートの状態、ダミー着座状態及び座席ベルトの取り回し状態等の確認、測定、写真撮影        | ① 試験シートの状態、ダミー着座状態及び座席ベルトの取り   |
| ② ダミー着座席に係る座席スライドのロック状況、座席位置、ダミー着座位置、座席ベルトアンカーの位    | ② ダミー着座席に係る座席スライドのロック状況、座席位置   |
| 置、座席ベルトのロック状況、ダミーの計測ケーブルの状況                         | 置、座席ベルトのロック状況、ダミーの計測ケーブルの状     |
| ③ その他、後面衝突頚部保護性能試験方法で定める試験準備に係る特別確認事項               | ③ その他、後面衝突頚部保護性能試験方法で定める試験準備   |
| (3)歩行者頭部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験                          | (3)歩行者頭部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験     |

を遵守し、次の手法により調達する。

周達する。

- ていることを確認する。
- 機構職員が無作為に抽出する。

とめ、試験機関へ輸送されるまでの間、封印を施

」という。)は、当該試験に係る自動車製作者等

を機構及び試験機関へ連絡するものとする。

行うことができる。

こついては、試験機関と相互に確認を行うととものとする。

安全性能試験、側面衝突安全性能試験及び電気

取り回し状態等の確認、測定、写真撮影 立置、ダミー着座位置、座席ベルトアンカーの位 が状況

シッグワーニングランプの作動状況 特別確認事項

取り回し状態等の確認、測定、写真撮影 立置、ダミー着座位置、座席ベルトアンカーの位 状況

隼備に係る特別確認事項

| ① 試験車両の状態、測定、写真撮影  | ① 試験車両の状態、測定、写真撮影                       |
|--|---|
| ② イグニッションスイッチ OFF の確認                                      | <ol> <li>イグニッションスイッチ OFF の確認</li> </ol> |
| ③ 車両姿勢   | ③ 車両姿勢                                  |
| ④ インパクタの確認   | ④ インパクタの確認                              |
| ⑤ その他歩行者頭部保護性能試験方法及び歩行者脚部保護性能試験方法で定める試験準備に係る特別確            | ⑤ その他歩行者頭部保護性能試験方法及び歩行者脚部保護             |
| 認事項  | 認事項                                     |
| (4)座席ベルト非着用時警報装置性能試験                                       | (4)座席ベルト非着用時警報装置性能試験                    |
| ① 試験車両の状態、3Dマネキンの搭載状態等の確認、測定、写真撮影                          | ① 試験車両の状態、3Dマネキンの搭載状態等の確認、測             |
| (5)後席座席ベルト使用性試験  | (5)後席座席ベルト使用性試験                         |
| ① 試験車両の状態、3Dマネキンの搭載状態等の確認、測定、写真撮影                          | ① 試験車両の状態、3Dマネキンの搭載状態等の確認、測             |
| (6)衝突被害軽減制動制御装置[対車両]性能試験                                   | (6)衝突被害軽減制動制御装置〔対車両〕性能試験                |
| ① 試験車両の状態、車体の変形状況、試験用ターゲットを含む損傷箇所の修復状態等の確認、測定、写            | ① 試験車両の状態、車体の変形状況、試験用ターゲット              |
| 真撮影  | 真撮影                                     |
| (7)衝突被害軽減制動制御装置[対歩行者 <u>:昼間</u> ]性能試験                      | (7)衝突被害軽減制動制御装置〔対歩行者〕性能試験               |
| ① 試験車両の状態、車体の変形状況、試験用ターゲットを含む損傷箇所の修復状態等の確認、測定、写            | ① 試験車両の状態、車体の変形状況、試験用ターゲット              |
| 真撮影  | 真撮影                                     |
| (8)車線逸脱警報装置性能試験  | (8)車線逸脱警報装置性能試験                         |
| ① 試験車両の状態、車体の変形状況、損傷箇所の修復状態等の確認、測定、写真撮影                    | ① 試験車両の状態、車体の変形状況、損傷箇所の修復状態             |
| (9)後方視界情報提供装置性能試験  | (9)後方視界情報提供装置性能試験                       |
| ① 試験車両の状態、3Dマネキンの搭載状態、視対象物の設置位置等の確認、測定、写真撮影                | ① 試験車両の状態、3Dマネキンの搭載状態、視対象物の             |
| (10)チャイルドシート前面衝突安全性能試験及びチャイルドシート使用性試験                      | (10) チャイルドシート前面衝突安全性能試験及びチャイルドシ         |
| ① 試験機種の状態、ダミーの着座状態及び座席ベルトの取り回し状態等の確認、測定、写真撮影               | ① 試験機種の状態、ダミーの着座状態及び座席ベルトの取             |
| 2 試験立会者は、試験条件の確認等を行うにあたり、試験車両、試験シート、ダミー及び座席ベルト等に触れ         | 2 試験立会者は、試験条件の確認等を行うにあたり、試験車両           |
| てはならない。ただし、特に必要があると機構が認めた場合には、この限りでない。                     | てはならない。ただし、特に必要があると機構が認めた場合に            |
| 3 試験立会者が、確認等を行う時間は、試験実施の事前、直前、それぞれ30分程度とし、正当な理由があれ         | 3 試験立会者が、確認等を行う時間は、試験実施の事前、直前           |
| ば機構の許可を得たうえで延長することができる。その際、正当な理由があれば意見を述べることができ、機          | ば機構の許可を得たうえで延長することができる。その際、正            |
| 構の許可を得たうえで当該試験条件の変更を行うことができる。                              | 構の許可を得たうえで当該試験条件の変更を行うことができる            |
| (立会者に起因する再試験の費用負担)   | (立会者に起因する再試験の費用負担)                      |
| 第20条 前条第3項の変更後の試験条件に起因して試験不具合が発生し、再試験を行う場合は、試験車両等の         | 第20条 前条第3項の変更後の試験条件に起因して試験不具合           |
| 購入費用及び試験実施費用は自動車製作者等が負担する。                                 | 購入費用及び試験実施費用は自動車製作者等が負担する。              |
| )<br>第6章 <u>異議申し立て</u> 等                                   | 第6章 <u>評価結果の審議</u> 等                    |
| ( <u>異議申し立ての確認</u> )                                       | (評価結果の審議)                               |
| 第21条 機構は、 <u>実施した試験の結果について、自動車製作者等に対して異議申し立ての有無の確認を行う。</u> | 第21条 機構は、アセスメント実施要領第9条に基づき作成し           |
|  | 異議申し立ての有無について確認を行い、異議申し立てがない            |
|  | ト評価検討委員及び関係技術検討ワーキンググループ委員に同            |
|  | 合において、機構から委員に対する審議依頼は、メールによる            |
|  |   |

呆護性能試験方法で定める試験準備に係る特別確

測定、写真撮影

測定、写真撮影

トを含む損傷箇所の修復状態等の確認、測定、写

トを含む損傷箇所の修復状態等の確認、測定、写

、態等の確認、測定、写真撮影

の設置位置等の確認、測定、写真撮影

ジート使用性試験

の取り回し状態等の確認、測定、写真撮影

回、試験シート、ダミー及び座席ベルト等に触れ 合には、この限りでない。

前、それぞれ30分程度とし、正当な理由があれ
 正当な理由があれば意見を述べることができ、機
 きる。

合が発生し、再試験を行う場合は、試験車両等の

にした評価結果について、自動車製作者等に対してい場合は当該評価結果について自動車アセスメンに同要領第10条に基づく審議を依頼する。この場にあったができるものとする。

| (異議申し立ての範囲)   | (異議申し立ての範囲)                           |
|---|---------------------------------------|
| 第22条 自動車製作者等は、 <u>機構からの試験の結果に対する異議申し立ての有無の確認に対して</u> 、次のいずれ | 第22条 自動車製作者等は、 <u>前条により機構からの異議申し立</u> |
| かの事由に該当する場合には異議申し立てを行うことができる。                               | に該当する場合には異議申し立てを行うことができる。             |
| (1)歩行者保護性能試験実施計画について  | (1)歩行者保護性能試験実施計画について                  |
| ① 試験エリア、細分化エリアの罫書き位置  | ③ 試験エリア、細分化エリアの罫書き位置                  |
| ② 機構が示す打撃順  | ④ 機構が示す打撃順                            |
| (2) 試験結果について  | (2) 試験結果について                          |
| ① 当該試験車両等に限った不具合が試験結果に影響を与えた場合                              | ④ 当該試験車両等に限った不具合が試験結果に影響を与えた          |
| ② 第19条の立会者が確認できる事項を除き、試験の実施に過失があった場合                        | ⑤ 第19条の立会者が確認できる事項を除き、試験の実施に          |
| ③ 事前に予期し得ない事象が試験結果に影響を与えたことが明らかになった場合                       | ⑥ 事前に予期し得ない事象が試験結果に影響を与えたことた          |
| (異議申し立ての手順)   | (異議申し立ての手順)                           |
| 第23条 自動車製作者等が行う異議申し立ての手順は以下のとおり。                            | 第23条 自動車製作者等が行う異議申し立ての手順は以下のと         |
| <ul><li>(1) 試験実施計画について</li></ul>                            | (1)試験実施計画について                         |
| 自動車製作者等は、試験実施計画受領後5日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に異議申し立て理由              | 自動車製作者等は、試験実施計画受領後5日以内(土、日            |
| 書及びその技術的根拠を記載した書面(以下「異議申し立て書」という。)を提出する。                    | 書及びその技術的根拠を記載した書面(以下「異議申し立て           |
| 機構は、異議申し立て書を受領後5日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に技術的検討を行い、異議              | 機構は、異議申し立て書を受領後5日以内(土、日曜日及            |
| 申し立て書に対する回答を行う。   | 申し立て書に対する回答を行う。                       |
| (2)試験結果について   | (2) 試験結果について                          |
| 自動車製作者等は、異議申し立ての有無の意志表示を試験結果受領後5日以内(土、日曜日及び祝日を除             | 自動車製作者等は、異議申し立ての有無の意志表示を試験            |
| く。)に機構に行うとともに、異議がある場合は、試験結果受領後10日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)          | く。)に機構に行うとともに、異議がある場合は、試験結果受          |
| に異議申し立て書及びその技術的説明を記した書面を提出する。                               | に異議申し立て書及びその技術的説明を記した書面を提出す           |
| なお、自動車製作者等は、原則として試験結果を受領するまでの間は試験車両等の調査を行わないことと             | なお、自動車製作者等は、原則として試験結果を受領するま           |
| し、異議申し立て書を提出した後に、調査目的、内容及び手順を明らかにした書面を提出したものにおい             | し、異議申し立て書を提出した後に、調査目的、内容及び手           |
| て、機構が了承した場合に限り、当該試験車両等を調査することができる。                          | て、機構が了承した場合に限り、当該試験車両等を調査する           |
| (3) 試験結果の通知が当日行われた場合について                                    | (3) 試験結果の通知が当日行われた場合について              |
| 自動車製作者等は、座席ベルト非着用時警報装置性能試験、後席座席ベルト使用性試験、後方視界情報提             | 自動車製作者等は、座席ベルト非着用時警報装置性能試験            |
| 供装置性能試験、チャイルドシート使用性試験において、試験結果の通知が試験実施当日に行われた場合は、           | 供装置性能試験、チャイルドシート使用性試験において、試験          |
| 口頭で異議を申し立て、書面を後日提出することができる。                                 | 口頭で異議を申し立て、書面を後日提出することができる。           |
| なお、機構は試験機関に対して原則として、試験実施後5日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に試験             | なお、機構は試験機関に対して原則として、試験実施後5日           |
| 結果を機構に提出させる。  | 結果を機構に提出させる。                          |
| (異議申し立て書に対する処理)   | (異議申し立て書に対する処理)                       |
| 第24条 機構は自動車製作者等から提出された異議申し立て書の内容を精査し、再試験の可否等を検討する。          | 第24条 機構は自動車製作者等から提出された異議申し立て書         |
| 可否等の判断は、原則として異議申し立て書の提出があった日から起算して20日以内(土、日曜日及び祝日           | 可否等の判断は、原則として異議申し立て書の提出があった日          |
| を除く。)に行う。   | を除く。)に行う。                             |
| 2 機構は必要に応じ自動車製作者等、学識経験者等に異議申し立て書の内容に関し、聴取することができる。          | 2 機構は必要に応じ自動車製作者等、学識経験者等に異議申し         |
| また、さらに検討が必要な場合は、該当する技術検討ワーキンググループにおいて審議を行い、再試験の可否           | また、さらに検討が必要な場合は、該当する技術検討ワーキング         |
| について結論を出す。  | について結論を出す。                            |

<u>立ての有無の確認に対して</u>、次のいずれかの事由

えた場合

をに過失があった場合

とが明らかになった場合

とおり。

日曜日及び祝日を除く。)に異議申し立て理由 て書」という。)を提出する。

日及び祝日を除く。)に技術的検討を行い、異議

験結果受領後5日以内(土、日曜日及び祝日を除 受領後10日以内(土、日曜日及び祝日を除く。) ∣する。

っまでの間は試験車両等の調査を行わないことと 「手順を明らかにした書面を提出したものにおい 「ることができる。

験、後席座席ベルト使用性試験、後方視界情報提 験結果の通知が試験実施当日に行われた場合は、 。

日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に試験

「書の内容を精査し、再試験の可否等を検討する。 日から起算して20日以内(土、日曜日及び祝日

リし立て書の内容に関し、聴取することができる。 ンググループにおいて審議を行い、再試験の可否

| 3 機構は、技術検討ワーキンググループにおいて審議した結果を自動車アセスメント評価検討会に報告する。  | 3 機構は、技術検討ワーキンググループにおいて審議した結果を  |
|---|---|
| <ul> <li>(再試験の手続き)</li> <li>第25条 アセスメント試験において異議申し立ての結果、再試験を行う場合の手続きは以下のとおり。</li> <li>(1)機構は、再試験の必要があると判断した場合は、直ちに当該自動車製作者等に通知するとともに、試験機関に対し再試験を直ちに依頼する。技術検討ワーキンググループで検討した場合は、その結論に従って再試験の要否を決定する。</li> <li>(2)第22条(2)③の事由により再試験を行う場合は、当該因子を取り除いたうえで再試験を実施する。</li> <li>(3)機構は再試験の結果を試験機関から受領後、試験結果を確定し、当該自動車製作者等にこれを通知する。<br/>当該通知は、原則として再試験実施の決定の日から起算して10日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に行う。</li> </ul> | 験の要否を決定する。<br>(2)第22条(2)③の事由により再試験を行う場合は、当該因子<br>(3)機構は再試験の結果を試験機関から受領後、試験結果を確定   |
| <ul> <li>(再試験の費用負担)</li> <li>第26条 再試験に係る費用は、原則として、次のとおり各々が負担する。</li> <li>(1)第22条(2)①及び③の場合は、自動車製作者等</li> <li>(2)第22条(2)②の場合は、試験機関</li> <li>2 その他必要に応じて機構、試験機関及び自動車製作者等で協議して決める。</li> <li>(再試験結果の取扱い)</li> <li>第27条 再試験は、原則一回限りとし、再試験結果を正式な結果として採用する。</li> </ul>   | <ul> <li>(再試験の費用負担)</li> <li>第26条 再試験に係る費用は、原則として、次のとおり各々が負</li> <li>(1)第22条(2)①及び③の場合は、自動車製作者等</li> <li>(2)第22条(2)②の場合は、試験機関</li> <li>2 その他必要に応じて機構、試験機関及び自動車製作者等で協議</li> <li>(再試験結果の取扱い)</li> <li>第27条 再試験は、原則一回限りとし、再試験結果を正式な結果</li> </ul> |
| <ul> <li>(社内試験結果の事前提出)</li> <li>第28条 自動車製作者等は、第6章の異議申し立てを行うかどうかに関わらず、アセスメント試験の実施前に</li> <li>試験車両と同型車(オプション装置の装備についても、試験車両と同様のものに限る。)について社内試験</li> <li>結果及び関連データ等を提出することができる。ただし、機構が規定する試験方法と同等の試験方法で実施</li> <li>されている場合に限る。</li> </ul>  | (社内試験結果の事前提出)<br>第28条 自動車製作者等は、第6章の異議申し立てを行うかどう<br>試験車両と同型車(オプション装置の装備についても、試験車両<br>結果及び関連データ等を提出することができる。ただし、機構か<br>されている場合に限る。  |
| 第7章 <u>評価・表彰等</u><br><u>(評価方法)</u><br><u>第29条 第8条2項の試験結果による評価は別途定める評価方法により行う。</u>   | 第7章 <u>表 彰</u>  |
| <u>(評価案の審議)</u><br>第30条 異議申し立てがない場合は、試験結果に基づき前条による評価案を作成し、自動車アセスメント評価<br>検討委員及び関係技術検討ワーキンググループ委員に同要領第10条に基づく審議を依頼する。この場合にお<br>いて、機構から委員に対する審議依頼は、メールによることができるものとする。   |   |
| (表彰の実施)<br>第 <u>31</u> 条 機構は、アセスメント試験を実施した車種及び機種の中から評価が優秀であったものに対して、当該<br>自動車製作者等の栄誉を称えることにより、自動車製作者等に対し、より一層安全な自動車等の開発を促すと   | (表彰の実施)<br>第 <u>29</u> 条 機構は、アセスメント試験を実施した車種及び機種の中<br>自動車製作者等の栄誉を称えることにより、自動車製作者等に対   |

果を自動車アセスメント評価検討会に報告する。

式験を行う場合の手続きは以下のとおり。 ≦該自動車製作者等に通知するとともに、試験機 レープで検討した場合は、その結論に従って再試

図子を取り除いたうえで再試験を実施する。 確定し、当該自動車製作者等にこれを通知する。 510日以内(土、日曜日及び祝日を除く。)に行

が負担する。

協議して決める。

結果として採用する。

ごうかに関わらず、アセスメント試験の実施前に 車両と同様のものに限る。)について社内試験 構が規定する試験方法と同等の試験方法で実施

D中から評価が優秀であったものに対して、当該 こ対し、より一層安全な自動車等の開発を促すと

| ともにアセスメントの知名度の向上を図り、自動車等の安全性についてのユーザーの関心をより一層高め、も                  | ともにアセスメントの知名度の向上を図り、自動車等の安全                          |
|--|--|
| って安全な自動車等の普及促進に寄与することを目的に表彰等を行う。                                   | って安全な自動車等の普及促進に寄与することを目的に表彰                          |
| 2 表彰等は、評価結果の公表に合わせて行う。   | 2 表彰等は、評価結果の公表に合わせて行う。                               |
| 3 表彰は、理事長が行う。  | 3 表彰は、理事長が行う。  |
| ( <mark>衝突安全性能評価</mark> ファイブスター賞等の表彰の選定)                           | ( <mark>JNCAP</mark> ファイブスター賞等の表彰の選定)                |
| 第 <u>32</u> 条 <u>衝突安全性能評価</u> 各賞の表彰の対象となる車種は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に衝 | 第 <u>30</u> 条 <u>JNCAP</u> 各賞の表彰の対象となる車種は、毎年4        |
| 突安全性能試験を実施した車種(<br>衝突安全性能評価におけるすべての試験について委託試験を実施したものを含             | 性能 <u>等</u> 試験を実施した車種( <mark>新・安全性能総合評価</mark> におけるす |
| む。)並びに第10条(2)の個別委託試験及び(3)の改善委託試験(衝突安全性能試験に係るものに限る。)を実              | む。)並びに第10条(2)の個別委託試験及び(3)の改善委託                       |
| 施した車種の中から選定する。   | 実施した車種の中から選定する。                                      |
| 2 各年度における表彰の種類及び選定基準は、次の通りとする。                                     | 2 各年度における表彰の種類及び選定基準は、次の通りとす                         |
| (1) <u>衝突安全性能評価</u> ファイブスター賞(JNCAP FIVE STAR AWARD)                | (1) <u>JNCAP</u> ファイブスター賞(JNCAP FIVE STAR AWARD)     |
| 次に掲げる条件を全て満たす車種とする。  | 次に掲げる条件を全て満たす車種とする。                                  |
| ① <u>衝突安全性能評価</u> の得点が170. 0点以上であること。                              | ④ 新・安全性能総合評価の得点が170. 0 点以上である                        |
| ② フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験、後面衝                   | ⑤ フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセット前面衝                           |
| 突頚部保護性能試験、歩行者頭部保護性能試験及び歩行者脚部保護性能試験に係る個別評価が、それぞ                     | 突頚部保護性能試験、歩行者頭部保護性能試験及び歩行                            |
| れにおける最高評価から2段階以上、下回っていないこと。  | れにおける最高評価から2段階以上、下回っていないこ                            |
| ③ 衝突安全性能試験の対象試験項目全てを実施していること。                                      | ⑥ 衝突安全性能等試験の対象試験項目全てを実施していること                        |
| (2) <u>衝突安全性能評価</u> 大賞 (JNCAP FIRST PRIZE)                         | (2) <u>JNCAP</u> 大賞(JNCAP FIRST PRIZE)               |
| 前号の対象車種のうち <u>衝突安全性能評価</u> の得点が、これまでの最高得点を超えたもの。                   | 前号の対象車種のうち <u>新・安全性能総合評価</u> の得点が、                   |
| (3) <u>衝突安全性能評価</u> 特別賞 (JNCAP SPECIAL AWARD)                      | (3) <u>JNCAP</u> 特別賞(JNCAP SPECIAL AWARD)            |
| ① <u>衝突安全性能評価</u> の得点が最も高い車種。(当該年度において2(1)に該当する車種がない場合に限る。)        | ④ 新·安全性能総合評価の得点が最も高い車種。(当該年度                         |
| ② <u>衝突安全性能評価</u> の得点が最も高い車種。(当該年度において2(2)に該当する車種がない場合に限る。)        | る。)  |
| ③ 特筆すべき安全装置を初めて備える車種。  | ⑤ <u>新・安全性能総合評価</u> の得点が最も高い車種。(当該年度                 |
|  | る。)  |
|  | ⑥ 特筆すべき安全装置を初めて備える車種。                                |
| (4)2(1)から2(3)までの各号において選定車種が複数ある場合には、全ての車種に各号に該当する賞を授               | (4)2(1)から2(3)までの各号において選定車種が複数ある                      |
| 与することができる。   | 与することができる。   |
| (表彰状等)   | (表彰状等)   |
| 第 <u>33</u> 条 前条第2項各号の表彰対象となる車種を開発した自動車製作者等の担当者に対し、表彰状及び記念品        | 第31条 前条第2項各号の表彰対象となる車種を開発した自動                        |
| を授与する。   | を授与する。   |
| 2 表彰状及び記念品に表示するマークの様式は次表のとおりとする。                                   | 2 表彰状及び記念品マークの様式は次表のとおりとする。                          |
| 2 衣彰祆及ひ記念品 <u>に表示する</u> マークの禄式は次表のとおりとする。                          | 2 表彰祆及ひ記念品マークの禄式は次表のとおりとする。                          |
|  |  |

性についてのユーザーの関心をより一層高め、も ※等を行う。

4月1日から翌年3月31日までの間に衝突安全 すべての試験について委託試験を実施したものを含 託試験(衝突安全性能<mark>等</mark>試験に係るものに限る。)を

る。

こと。

突安全性能試験、側面衝突安全性能試験、後面衝 行者脚部保護性能試験に係る個別評価が、それぞ こと。

<u>۲</u>。

これまでの最高得点を超えたもの。

度において2(1)に該当する車種がない場合に限

度において2(2)に該当する車種がない場合に限

る場合には、全ての車種に各号に該当する賞を授

動車製作者等の担当者に対し、表彰状及び記念品

賞 名

JNCAP大賞

JNCAP特別賞

したものから選定する。

(先進安全車の選定)

JNCAPファイブスター賞

|                          | T   |               |
|--------------------------|-----|---------------|
| 賞名                       | 表彰状 | マーク           |
| <u>衝突安全性能評価</u> ファイブスター賞 | 様式3 | 様式6(メダルマーク)   |
| <u>衝突安全性能評価</u> 大賞       | 様式4 | 様式7(トロフィーマーク) |
| <u>衝突安全性能評価</u> 特別賞      | 様式5 |               |

(予防安全性能評価の表示及びマーク)

第34条 予防安全性能評価を実施した車種のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、それぞれの名称及び マークを使用できるものとする。

- (1)予防安全性能評価の得点が12点超え46点以下に該当する場合、予防安全性能評価 ASV+。
- (2) 予防安全性能評価の得点が46点超えの場合、予防安全性能評価 ASV++。

| <u>名称</u>             | マーク         |
|-----------------------|-------------|
| <u>予防安全性能評価 ASV++</u> | 様式 <u>8</u> |
| <u>予防安全性能評価 ASV+</u>  | 様式 <u>9</u> |

第35条 チャイルドシート性能試験を実施したチャイルドシートのうち、ISO-FIXに対応した、かつ対応する 全てのカテゴリー(乳児用、幼児用)において、チャイルドシート前面衝突試験安全性能試験の評価が優で あるものは、様式10 ISO-FIXゴールドマークを使用できるものとする。

(ISO-FIXマークの選定)

第33条 ISO-FIXマークの対象となる機種は、チャイルドシート性能試験を実施したチャイルドシートであ って、ISO-FIXに対応した機種及び次に該当したものを選定する。 (1)対応する全てのカテゴリー(乳児用、幼児用)において、チャイルドシート前面衝突試験安全性能試験

の評価が優であること。

表彰状・記念品

### (ロゴマーク)

<u>第34条 第31条及び第32条により選定された車種等が使用するロゴマークは次表のとおり。</u>

| <u>種類</u>       | <u>ロゴ</u> マーク |
|-----------------|---------------|
| <u>先進安全車</u>    | 様式 <u>9</u>   |
| <u>先進安全車プラス</u> | 様式 <u>10</u>  |
| ISO-FIXマーク      | 様式 <u>11</u>  |

#### (名称等の使用)

第36条 広報又は宣伝にあたって、第30条、第32条又は第33条に該当する自動車製作者等は、名称、各 マークを無償にて使用することができる。

- 2 前項に基づき広報又は宣伝を行う場合には、国内外を問わず次の各号を守らなければならない。
  - (1)使用目的は、第29条の目的のための広報又は宣伝に使用する場合に限る。
  - (2) 使用範囲は、自動車等アセスメント試験において公表された車種及び機種とする。
  - (3)使用する各マークは、「自動車アセスメント衝突安全性能ファイブスター賞等マーク使用規程」、「自動 車アセスメント予防安全性能評価マーク使用規程」、「チャイルドシートアセスメントISO-FIXゴー

(名称等の使用)

- 第35条 広報又は宣伝にあたって、第30条、第32条又は第33条に該当する自動車製作者等は、名称、各 マークを無償にて使用することができる。
- 2 前項に基づき広報又は宣伝を行う場合には、国内外を問わず次の各号を守らなければならない。
  - (1)使用目的は、第29条の目的のための広報又は宣伝に使用する場合に限る。
  - (2)使用範囲は、自動車等アセスメント試験において公表された車種及び機種とする。
  - (3)使用する各マークは、「JNCAPファイブスター賞等ロゴ規程」、「先進安全車ロゴ使用規程」及び「I <u>SO-FIXロゴマーク規程」</u>を遵守する。

| 表 彰 状 | <u>記 念 品</u> マーク                    |
|-------|-------------------------------------|
| 様式3   | 様式6(メダルマーク)<br><u>様式7(ステッカーマーク)</u> |
| 様式 4  | 様式 <u>8</u> (トロフィーマーク)              |
| 様式5   |                                     |
|       |                                     |

第32条 先進安全車の対象となる車種は、予防安全性能試験を実施した車種のうち次の各号のいずれかに該当

| <u>(1)先進安全車(JNCAP A</u>    | <u> SV)は、予防安全性能総合評価の得点が2点以上であること。</u> |     |
|----------------------------|---------------------------------------|-----|
| <u>(2)先進安全車プラス(J N C A</u> | ASV+)は、予防安全性能総合評価の得点が12点以上であるこ        | こと。 |

| <ul> <li>ルドマーク集構築性、「JNCAPデザインガイドマニュアル」を通守する。</li> <li>第8章 その他</li> <li>第3章 その他</li> <li>第3章 この規模に定めるもののほか、アセスメント平美に閉帯する義務については、必要に応じ別に定める。</li> <li>第4章 アセスメシト事業に閉帯する。</li> <li>2. 自録率アセスメシト事業防御着のフーキンググループの設置規模(平成25年4月8日 自対機全目1号)は<br/>度上する。</li> <li>3. 新・安全性能能会評価ファイブスター音等表彰規程(平成24年3月16日 環境規程(企同)31号)(広規<br/>上する。</li> <li>4. 独立で放法人自動車事政対策優損自動車等マナセスメント情報提供事業実施規則(平成28年3月3<br/>1日 自対値アセス第266号)は度止する。</li> <li>第1日 自対値アセス第266号)は度止する。</li> </ul>   |   |  |
|---|---|--|
| 第37条 この規程に定めるもののほか、アセスメント事業に附帯する業務については、必要に応じ別に定める。       第36条 この規程に定めるもののほか、アセスメント事業に附帯 防則         1. この規定は、平成28年11月10日から施行する。       1. この規定は、平成28年4月1日から施行する。         2. 自動車アセスメント等技術検討ワーキンググループの設置規程(平成25年4月8日 自対機企画1号)は       1. この規定は、平成28年4月1日から施行する。         2. 自動車アセスメント等技術検討ワーキンググループの設置規程(平成25年4月8日 自対機企画1号)は       2. 自動車アセスメント等技術検討ワーキンググループの設置規程 (平成24年3月16日 機構規程(企画)第1号)は廃         近する。       3. 新・安全性能総合評価ファイブスター賞等表彰規程(平成24年3月16日 機構規程(企画)第1号)は廃         止する。       4. 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則(平成28年3月3 | <u>ルドマーク使用規程」、「JNCAPデザインガイドマニュアル」</u> を遵守する。  |  |
|   | <ul> <li>第8章 その他</li> <li>第<u>37</u>条 この規程に定めるもののほか、アセスメント事業に附帯する業務については、必要に応じ別に定める。</li> <li>附則</li> <li>1. この規定は、平成28年11月10日から施行する。</li> <li>2. 自動車アセスメント等技術検討ワーキンググループの設置規程(平成25年4月8日 自対機企画1号)は<br/>廃止する。</li> <li>3. 新・安全性能総合評価ファイブスター賞等表彰規程(平成24年3月16日 機構規程(企画)第1号)は廃<br/>止する。</li> <li>4. 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則(平成28年3月3</li> </ul> | <ul> <li>第<u>36</u>条 この規程に定めるもののほか、アセスメント事業に附着<br/>附則</li> <li>1. この規定は、平成28年4月1日から施行する。</li> <li>2. 自動車アセスメント等技術検討ワーキンググループの設置規構<br/>廃止する。</li> <li>3. 新・安全性能総合評価ファイブスター賞等表彰規程(平成24<br/>止する。</li> </ul> |

**対帯する業務については、必要に応じ別に定める。** 

規程(平成25年4月8日 自対機企画1号)は

24年3月16日 機構規程(企画)第1号) は廃

| 様式  | 1様式1  |
|---|---|
| 委嘱状   | 委嘱状   |
| 殿   | 殿   |
| 貴殿を下記の独立行政法人自動車事故対策機構「技術検討ワーキンググループ」<br>委員に委嘱します。 | 貴殿を下記の独立行政法人自動車事故対策機構「技術検討ワーキンググループ」<br>委員に委嘱します。 |
| 記   | 記   |
| 1. 技術検討ワーキンググループ名                                 | 1. 技術検討ワーキンググループ名                                 |
| 2. 委嘱の期間 : 委嘱の日から平成 年 月 日まで                       | 2. 委嘱の期間 : 委嘱の日から平成 年 月 日まで                       |
| 3. 謝金及び旅費:  | 3. 謝金及び旅費:  |
| 平成年月日   | 平成年月日   |
| 独立行政法人 自動車事故対策機構<br>理 事 長 名                       | 独立行政法人 自動車事故対策機構<br>理 事 長 名                       |
|   |   |

|                         |     |    |            |   |   | 様式2 | ¬  |
|-------------------------|-----|----|------------|---|---|-----|--|
|                         |     | 平成 | 4          | ŧ | 月 | B   |  |
| 独立行政法人 自動車事故対策機構        |     |    |            |   |   |     | 独立行政法人 自動車事故対策機構                                       |
| 自動車アセスメント部長 殿           |     |    |            |   |   |     | 自動車アセスメント部長 殿  |
|                         | (   |    | <b>ż</b> + | 夕 |   | )   |  |
|                         | (   |    |            | 習 |   | )   |  |
|                         |     |    |            |   |   |     |  |
| 自動車等アセスメント情報提供事業における委託試 | 験の申 | 込書 |            |   |   |     | 自動車等アセスメント情報提供事業における                                   |
| 1. 委託試験車種名              |     |    |            |   |   |     | 1. 委託試験車種名   |
| 2. 委託試験項目               |     |    |            |   |   |     | 2. 委託試験項目  |
| 3.性能変更の概要               |     |    |            |   |   |     | 3. 性能変更の概要<br>3. 性能変更の概要                               |
| 4. 生産開始時期               |     |    |            |   |   |     | 4. 生産開始時期  |
| 5.生産工場                  |     |    |            |   |   |     | 5. 生産工場  |
| 6.グレード別販売台数             |     |    |            |   |   |     | 6. グレード別販売台数   |
| 7.担当者の連絡先<br>1          |     |    |            |   |   |     | □ 7.担当者の連絡先<br>□ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
|                         |     |    |            |   |   |     |  |
|                         |     |    |            |   |   |     |  |
|                         |     |    |            |   |   |     |  |
|                         |     |    |            |   |   |     |  |
|                         |     |    |            |   |   |     |  |

|          |    |            |   |        | - |
|----------|----|------------|---|--------|---|
|          |    |            |   |        |   |
|          |    |            |   | 様式2    |   |
|          | 平成 | 年          | 月 | Ħ      |   |
|          |    |            |   |        |   |
| (        |    | 社 名<br>部 署 |   | )<br>) |   |
| る委託試験の申込 | 書  |            |   |        |   |
|          |    |            |   |        |   |
|          |    |            |   |        |   |
|          |    |            |   |        |   |
|          |    |            |   |        |   |
|          |    |            |   |        |   |
|          |    |            |   |        |   |
|          |    |            |   |        |   |
|          |    |            |   |        |   |



| 様式4  | 様式4   |
|--|---|
| 表 彰 状  | 表 彰 状   |
| 衝突安全性能評価大賞   | <u>JNCAP</u> 大賞   |
| メーカー名 衝突安全性能評価大賞受賞車名   | メーカー名 <u>JNCAP</u> 大賞受賞車名   |
| <u>本車輌は 平成〇〇年度自動車アセスメント衝突安全性能評価</u><br><u>において「衝突安全性能評価大賞」に値する最も優れた成績を</u><br><u>収められました。</u><br><u>よって その栄誉を称えここに表彰いたします。</u> | <u>本車輛は、平成〇〇年度自動車アセスメント試験において</u><br>新・安全性能総合評価の成績が最も優れた自動車として<br><u>認定されました。</u><br><u>ここに、その栄誉を称え</u><br>「JNCAP大賞」を授与します。 |
| 平成〇〇年 月 日<br>独立行政法人 自動車事故対策機構  | 平成〇〇年 月 日<br>独立行政法人 自動車事故対策機構   |
| 理事長名<br>印<br>N▲S▼A<br>独立行政法人自動車事故対策機構  | 理事長名<br>印<br>NASVA<br>独立行政法人自動車事故対策機構   |
| 備考 用紙規格は、日本工業規格 A3 とする。  | <br> 備考 用紙規格は、日本工業規格 A3 とする。  |

| 様式5   | 様式5  |
|---|--|
| 表 彰 状   | 表 彰 状  |
| <u>衝突安全性能評価</u> 特別賞   | <u>JNCAP</u> 特別賞   |
| メーカー名 衝突安全性能評価特別賞受賞車名   | メーカー名 <u>JNCAP</u> 特別賞受賞車名   |
| <u>本車輌は 平成〇〇年度自動車アセスメント衝突安全性能評価</u><br><u>において「衝突安全性能評価特別賞」に値する優れた成績を</u><br><u>収められました。</u><br><u>よって その栄誉を称えここに表彰いたします。</u> | <u>本車輛は、平成〇〇年度自動車アセスメント試験において</u><br>新・安全性能総合評価の成績が優れた自動車として<br><u>認定されました。</u><br><u>ここに、その栄誉を称え</u><br>「JNCAP特別賞」を授与します。 |
| 平成〇〇年 月 日<br>独立行政法人 自動車事故対策機構   | 平成〇〇年 月 日<br>独立行政法人 自動車事故対策機構  |
| 理事長名印   | 理事長名印  |
| NAS<br>独立行政法人自動車事故対策機構  | 独立行政法人自動車事故対策機構  |
| 備考 用紙規格は、日本工業規格 A3 とする。   | 備考 用紙規格は、日本工業規格 A3 とする。  |



